

32 行財政、広域行政

現状

(行政)

- 平成22年4月1日現在の職員数は111人ですが、町財政の状況からここ数年採用を控え行政のスリム化に努めています。

[表32] 職員数(退職者数と採用者数)の推移

(単位:人)

	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
同年3月31日までの退職者数	7	3	7	0	5	7	8	4	3	10
同年4月1日新規採用者数	5	0	0	0	0	2	2	3	1	4
同年4月1日現在職員数	146	143	136	136	131	126	120	119	117	111

[表33] 職員の年齢構成(平成22年4月1日現在)

	H13年	18～ 19歳	20～ 25歳	26～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 45歳	46～ 49歳	50～ 55歳	56～ 59歳
職員数(人)	111	2	6	6	18	19	16	8	18	18
年齢構成割合(%)	100.0	1.8	5.4	5.4	16.2	17.1	14.4	7.2	16.2	16.2

(財政)

- 平成21年度の普通会計歳入総額は5,999,992千円、経常一般財源は3,530,260千円で歳入総額に占める割合は58.8%です。一般財源のうち地方税は846,101千円(14.2%)、地方交付税は2,677,657千円(44.6%)です。地方債は346,206千円(5.8%)です。
- 歳出総額は5,738,172千円ですが、義務的経費は2,620,372千円(45.7%)と高く、経常収支比率は94.9%と極めて弾力性の低い歳出構造となっています。
- 地方債現在高は8,102,342千円と、標準財政規模の3,805,175千円の2.1倍を超しており、この償還が財政圧迫の要因となっています。
- 平成20年度決算での実質公債費比率が28.6%と早期健全化基準を超え、「早期健全化団体」となり、国の管理下には置かれないものの、自主的な改善努力による財政健全化を図ってきました。平成21年度決算では実質公債費比率が27.7%(昨年度比▲0.9%)となり、財政健全化が着実に進んでいます。将来負担比率については206.6%(昨年度比▲60.3%)となっています。

[表34] 経常収支比率の推移

(単位:%)

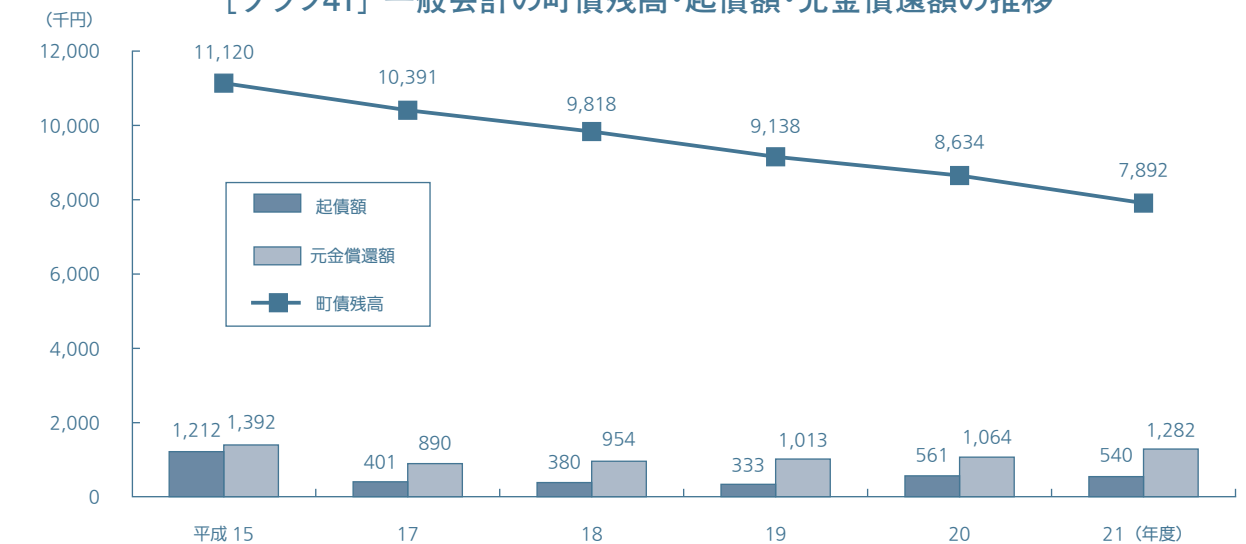
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
江差町	92.1	93.5	93.3	91.6	94.9
全道市町村平均	91.8	91.1	92.0	92.1	—
全国市町村平均	90.2	90.3	92.0	91.8	—

[表35] 健全化判断比率

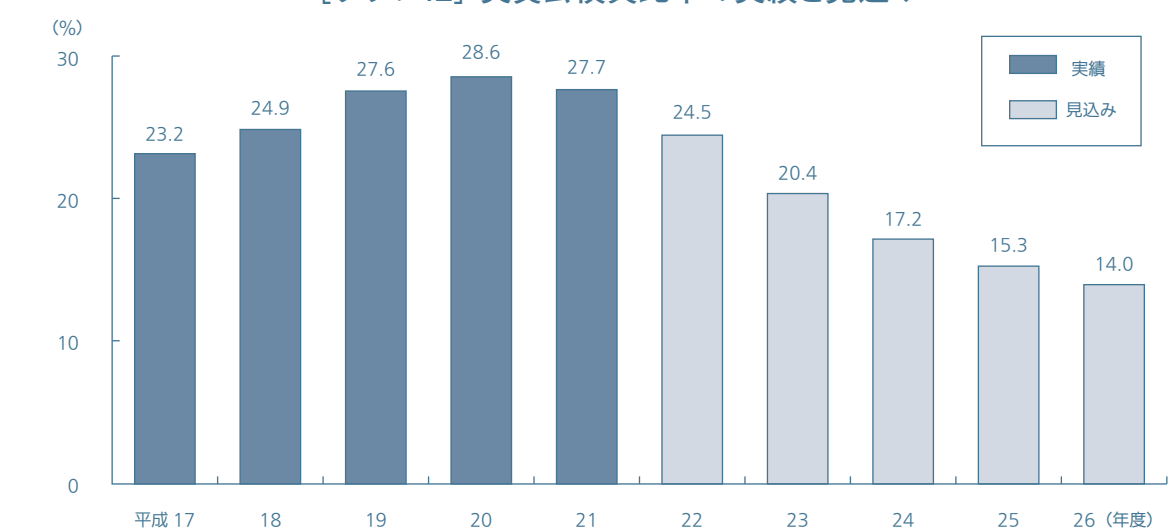
(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
数値	—	—	27.7	206.6
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

[グラフ41] 一般会計の町債残高・起債額・元金償還額の推移



[グラフ42] 実質公債費比率の実績と見込み



※実質公債費比率が高い要因

- (1) 大型公共施設の整備に係る多額の起債の償還を迎えている。
(文化会館、役場庁舎建設、港湾整備事業、総合運動公園整備、在宅型総合福祉施設「まるやま」建設など)
- (2) 水道水源開発事業(上ノ国ダム)に伴う企業債の償還による高資本費対策繰出金が増加している。
- (3) 公共下水道事業特別会計元利償還金に対する繰出金が増加している。
- (4) 南部檜山衛生処理組合の施設整備に係る地方債の元利償還金の負担。

（広域行政）

- 広域行政については、昭和39年に檜山青年の家組合、昭和46年に檜山地区広域圏振興協議会、昭和49年には檜山広域消防組合等の一部事務組合をそれぞれ檜山管内10町で発足し、平成2年には複合事務組合としての檜山広域行政組合として再発足させましたが、熊石町と八雲町の合併や、きたひやま町合併により、現在、構成町は7町となりました。
- ごみ処理とし尿の共同処理は昭和44年に南部5町（江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、熊石町（現在八雲町））で設立した南部檜山衛生処理組合において実施されています。
- 学校給食については上ノ国町、厚沢部町との3町による学校給食組合（昭和45年設立）において行っています。
- 平成2年には管内7町の出資で第3セクター檜山観光物産振興公社を設立し特産品を販売していましたが、平成21年に販売不振による売上が減少し、廃止されました。

課題

（行政）

- 行政改革の取り組みを継続して実施し、事務事業の見直し、民間委託等の推進、定員管理、給与等の適正化等について、継続的に取り組んでく必要があります。
- 若手職員の構成比が低い状態にあるため、職員の能力向上対策が課題となっています。

（財政）

- 財政健全化について、計画期間が平成23年度で終了しますが、その後も、健全財政の確立に向け、継続的に取り組みを推進していく必要があります。
- 地方公共団体の資産や債務、費用の管理などについて統一的・体系的な整備をし、財務諸表4表（貸借対照表や損益計算書など）を作成して住民に公開する公会計制度について、当町においても導入を検討する必要があります。

（広域行政）

- 地域主権推進改革の動向による、国の出先機関の統廃合、道州制改革、檜山振興局の広域事務の取扱、町村への権限移譲の動きなど、広域行政の今後の情勢については、大きく変容してくことが想定されていますが、町村の果たすべき役割と、広域で取り組むべきことについて、方向性を慎重に検討していく必要があります。

課題解決に向けた基本方針

- ・ 行財政改革についての取り組みを引き続き実施していきます。
- ・ 地方分権の進展に伴い、より一層の責任ある財政運営や財務情報の開示を進めます。
- ・ 実質公債費負担比率が、財政健全化法による「早期健全化団体」の基準25%を下回った後も、健全化の目標について、実質公債費負担比率18%以下（起債についての協議不要）をめざします。
- ・ 権限委譲の取り組み、特区構想や地域再生計画など地域主権改革に向けた取り組みを進めます。
- ・ 近隣自治体とともに広域連携のあり方や広域自立圏構想について検討します。

具体的な施策

行財政運営の推進	・ 行政運営にかかる効率的な取り組みの推進 ・ 一体化や統合によるサービス機能向上のための組織機構改革の実施 ・ 民間委託等の推進 ・ 職員定数、給与等の適正化 ・ 資質向上のための職員研修の実施
財政健全化の推進	・ 財政健全化に向け、起債繰上償還財源の確保 ・ 財政状況等の情報についての公表
広域行政の推進	・ 広域連携に向けた取り組みの推進 ・ 広域事務の取扱についての協議 ・ 権限移譲について、住民の利益につながる事務の受入についての検討